

「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」（案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和3年3月2日

宮城県では、「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」（案）（以下「本計画案」という。）について、令和2年11月24日から12月24日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、1人、1企業から合計5件の貴重な御意見・御提言をいただきました。御協力ありがとうございました。

いただきました御意見に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
1	<p>循環型社会形成推進計画に対して異論は無いのですが意見を述べさせて下さい。</p> <p>8月に仙台市の杜の都環境プランの説明会に出席をして「仙台市環境基本計画」を聞きましたが、これの内容も素晴らしく立派でした。ただ、県も市の計画も同じような考えがあると思いました。</p> <p>仙台市民とすれば仙台市のプランが優先すると考えますが、県の考えに一元化を図って各市町村の計画は地域の特性を生かしたものだけを策定した方が、計画の効率化を図れると考えます。</p> <p>以前テレビで小泉環境大臣が、「ファクト（事実）」の重要性を話していましたが、私も大事なことでないかと思いません。</p> <p>いくら計画が良くても実体が違えば、計画倒れになると思います。</p>	<p>「宮城県循環型社会形成推進計画」は循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく循環型社会形成のための計画であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により都道府県が定めなければならない「廃棄物処理計画」です。</p> <p>「廃棄物処理計画」は、国で定める基本方針に則して、県の区域内の廃棄物の減量や適正処理について関係市町村の意見を聴きながら定めるものであり、本計画案の作成に当たっても、県内市町村等に照会を行い、意見を反映しました。</p> <p>また、市町村においても、廃棄物処理法に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を策定することになっています。このため、廃棄物処理法に基づき、県、市町村ともに計画を策定する必要</p>

		<p>があり、各市町村においては、地域特性等に応じた実効性のある計画が定められているところです。</p> <p>県では、引き続き市町村等と連携を図りながら、より効果的な事業実施に努めてまいります。</p>
2	<p>○ 民間の資源リサイクル事業者を活用する仕組みの構築</p> <p>金属くず・古紙等の資源回収・再資源化を営む事業者に直接搬入される資源ごみについて、現状では県や自治体の統計（一般廃棄物・産業廃棄物）では含まれていないため、再資源化率が低く出ている可能性があります。例として、スーパーマーケット等で回収している古紙類や地域団体での集団回収などは、地域内の一般家庭から排出されている資源ごみですが、地域の一般ごみ集積所に集められず民間事業者に直接搬入されていますので、統計と実際の物質フローでリサイクル率に大きく違いが出ているものと思います。</p> <p>民間事業者には一般家庭・事業所問わず資源ごみが搬入されていますので、ある一定のカウントのルールは必要と思いますが、民間の回収量を県の統計へ繰り入れることでリサイクル率の向上が見込まれます。（仙台市では実際に集団回収の回収量の繰り入れを実施しています）</p> <p>また、民間の資源リサイクル事業者に取り扱い数量の報告を要請するにあたっては、「みやぎ3R協力店」のような認定制度を設けることにより、民間事業者にも注目が集まることだけでなく、県民の方々のリサイクル率向上に繋がる行動の選択肢が増えることとなります。認</p>	<p>一般廃棄物のリサイクル率は、市町村等の施設と民間施設におけるリサイクル量を調査して算出しております。</p> <p>御意見のとおり、店舗等で回収される量については十分に把握できないところがありますので、今後の調査の中で、市町村等や事業者の協力をいただきながら、実態に近いリサイクル率の数値を把握できるよう努めてまいります。</p> <p>また、リサイクル事業者に対する認定制度についての御意見も参考にしながら、事業者の規範意識の向上や適正処理の推進に向けた取組を進めてまいります。</p>

	<p>定制度の中で不法投棄や違法処理を規制する内容があれば、民間事業者の規範意識も向上するものと考えます。</p>	
3	<p>○リサイクル率の低い市町村の底上げ</p> <p>前項にも触れましたが、市町村でリサイクル率のばらつきが多い状況です。ランキング低位の市町村では、どういった原因があるのかが大変興味があります。まずは現状調査を行い、どのような打ち手が有効か検討する機会があればと思います。</p> <p>県内でリサイクル率の低い市町村での取り組みを強化することで、県平均値の底上げが期待できますし、事例を県内で共有することも有効です。</p> <p>地元の事業者としては積極的に協力したいところです。</p>	<p>県は、市町村等の情報共有を進めるワークショップの開催や、ごみの減量化・再資源化及び再利用の促進を図るための事業に要する経費補助等により、市町村等の取組支援を行ってまいりました。</p> <p>今後も引き続きこのような支援を行いながら、リサイクル率の実態把握と各市町村等における取組の推進のため、事例の共有を図っていきます。</p>
4	<p>○脱炭素社会にむけた取組み</p> <p>2050年までに温室効果ガスをゼロにする日本政府の方針が示されました。化石燃料を使わないエネルギーの創出について、資源リサイクルと組み合わせたの方針も盛り込んで頂ければと思います。</p>	<p>脱炭素社会の構築については、宮城県環境基本計画においても再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進等により取り組んでいく方向です。</p> <p>宮城県環境基本計画の個別計画である本計画でも、第3章第2の2「新技術の活用」において、資源循環の推進の観点から、太陽光発電等化石燃料を使わないエネルギーの活用や、新技術に係る情報提供、熱回収等エネルギーの効率的な回収について盛り込んでおり、脱炭素社会の構築に向けて取り組んでいくこととしております。</p>
5	<p>○人材育成</p> <p>3Rの推進のためには、廃棄物処理業・資源リサイクル業にかかわる担い手の育成もさることながら、県内各地域や学校・ご家庭で3Rを実践・啓蒙する地域の担い手も必要と考えます。リサイク</p>	<p>本計画案第3章第2の1「循環分野の人材育成」において、学校における授業や一般の方向けの出前講座・公開講座など各種学びの場での環境教育の充実を盛り込んでおります。いただいた御意見を含め効果的な手法を検討し</p>

<p>ル率の問題は、「捨てる側」の行動変容なくしては解決できません。E C O検定などもありますが、「みやぎ3 R検定」のような制度で県内に理解者を増やす取組はいかがでしょうか。</p>	<p>ながら、日頃からの排出側の取組、3 Rの実践について、環境教育の場を通じて県民の理解が深まるよう取り組んでまいります。</p>
---	--